

8. 自然環境・歴史的環境の保全

基本方針

本市の貴重な自然環境及び歴史的環境は、行政と市民が協力しながら整備・保全を進め、次世代に引き継がなければなりません。

関係法令に基づいた指導や監視を積極的に行うとともに、市民の景観保全の意識を高め、市民参画による維持管理を進めることにより、良好な緑地、水辺環境の保全に努めます。



現状と課題

本市の自然環境は、大和盆地と盆地内に点在する大和三山、平野部を横切る形で緩やかに流れる河川等によって構成されています。これらの自然環境とともに歴史的環境として、日本最初の都城である藤原宮跡を中心に大和三山を含めた地域が歴史的風土保存地区や風致地区に指定され、新沢千塚古墳群、市南西部の貝吹山一体が景観保全地区に指定されています。

これらの地区指定により歴史的環境を都市化、宅地化等の開発から守ってきましたが、社会情勢の変化とともに景観に対する市民の意識も変わりつつあること、協働の主体である地域内住民の高齢化等、新たな問題も生じています。また、良好な水辺環境の保全・形成についても、開発によるため池の減少や水辺環境の悪化などが重要な課題となっています。

施策指標

指標名	実績値			目標値
	H16	H17	H18	H24
市域内緑地率	(13年度) 34.3%	—	—	35.0%
橿原市らしい景観が作られていると感じている市民の割合	—	—	24.8%	30.0%

今後の取組

1 歴史的環境の保全の推進

風致地区、歴史的風土保存区域、景観保全地区の区域内及びその周辺地区について、県条例・古都保存法による規制の段階に応じた適切な指導、誘導等により歴史的環境の保全に努めます。

- 風致地区内、景観保全地区内住民指導・誘導事業

2 緑の保全の推進

緑地の保全及び緑化の推進に関する計画である「緑の基本計画」の趣旨を住民に周知し、併せて地区計画制度の活用も踏まえて、住民の意向に配慮した緑の保全を推進します。

また、本市の自然環境・景観の大きな構成要素になっている集落の樹木、樹林地を重要樹木、重要樹林に指定し、保全を図るとともに、竹林等の拡大が大和三山の眺望景観や生態系に大きな影響を及ぼしている問題に住民の協力を得て取り組みます。

- 緑地保全事業（緑の基本計画による）
- 保護樹木制定事業
- 高齢化社会における風致地区維持管理方法検討事業

3 河川の水質保全の推進

市民の水質保全意識の高揚を図るため、啓発活動等を積極的に実施し、市民に生活排水対策に関する取組の重要性を訴えていきます。また、一級河川についても管轄している県と協議して、水質保全意識の高揚等において側面的に協力をを行います

4 池の水辺環境保全の推進

自然環境・歴史的環境に調和したため池を地域住民と協力しながら維持管理を十分に行うとともに、その機能を維持するために定期的な補修・修繕を行っていきます。また、新たに親水護岸や多自然型護岸の整備も行っています。

- ため池整備事業
- 親水護岸・多自然型護岸整備事業



深田池

市民等との役割分担

市民は自然環境、歴史的環境を保全し、次世代へ引き継ぐという意識を高め、ボランティアを含め保全活動の場に積極的に参加することが期待されます。